



2022年5月17日

各 位

会社名 大同特殊鋼株式会社
代表者名 代表取締役社長 石黒 武
(コード番号 5471 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 総務部長 鈴木 英男
(TEL. 052-963-7501)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月24日に開催予定の当社第98期定時株主総会に付議する定款の一部変更について決定しましたのでお知らせいたします。

なお、当社は2022年2月28日開催の取締役会にて第98期定時株主総会に付議する定款の一部変更について決定し、同日、その内容を開示しておりますが、第98期定時株主総会には、同日および本日の決定内容をあわせて付議する予定です。

記

1. 変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備えるため、第2条(目的)に一部変更を加えるものであります。
- (2) 2022年2月28日に開示済の監査等委員会設置会社への移行にともなう定款の一部変更に加え、常勤の監査等委員の選定に関する規定を新設し、その他、一部語句訂正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日
定款変更の効力発生日 同上

以 上

(別紙)

下線は現行定款からの変更部分を示す。

また、前回（2022年2月28日）開示内容からの変更箇所（今回決定箇所）を二重下線で示す。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (省略) (目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～14 (省略) 15 スポーツ施設の経営 16～20 (省略)</p> <p>第 3 条 (省略) (機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。 1 取締役会 <u>2 監査役</u> <u>3 監査役会</u> (新設) 4 会計監査人</p> <p>第 5 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第19条 (省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 20 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり) (目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～14 (現行どおり) 15 <u>スポーツチームの運営及びスポーツ施設の経営</u> 16～20 (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。 1 取締役会 (削除) (削除) <u>2 監査等委員会</u> <u>3 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり) (削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 20 条 <u>①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条～第22条 (省略)</p>	<p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第21条～第22条 (省略)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の数)</p>	<p>(取締役の数)</p>
<p>第 23 条 当社に<u>取締役15名以内を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 23 条 ①当社の<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>②当社の<u>監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第 24 条 ①取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p>	<p>第 24 条 ①取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p>
<p>②、③ (省略)</p>	<p>②、③ (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第 25 条 ①取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員又は欠員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 25 条 ①取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員又は欠員のため選任された取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、現任取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>③監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第 26 条 ①当社は、取締役会の決議をもって、会長1名、社長1名、副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第 26 条 ①当社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、会長1名、社長1名、副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>② (省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>第 27 条 (省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集者)	(取締役会の招集者)
第 29 条 ①取締役会の招集は、社長がこれに当る。	第 29 条 ①取締役会の招集は、 <u>法令に別段の定めある場合を除き</u> 、社長がこれに当る。
② (省略)	② (現行どおり)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第 30 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。	第 30 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 <u>まで</u> に各取締役に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
第 31 条 (省略)	第 31 条 取締役会は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定に基づき</u> 、取締役に対し、決議をもって、 <u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部又は一部を委任することができる。
(取締役会の議事録)	第 32 条 (現行第31条どおり)
第 32 条 ①取締役会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。	第 33 条 ①取締役会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。
② (省略)	② (現行どおり)
(新設)	<u>(取締役会規則)</u>
第 33 条 (省略)	第 34 条 取締役会に関する事項は、 <u>法令又は本定款の外、取締役会において定める取締役会規則による。</u>
(取締役の責任免除)	第 35 条 (現行第33条どおり)
第 34 条 ① (省略)	第 36 条 ① (現行どおり)
②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である <u>もの</u> を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会	(削除)
<u>(監査役の数)</u>	(削除)
第 35 条 <u>当社に監査役4名以内を置く。</u>	(削除)
<u>(監査役の選任)</u>	(削除)
第 36 条 ① <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u>	
② <u>監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 37 条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p>	(削除)
<p>第 38 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p>	(削除)
<p>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p>	(削除)
<p>第 40 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p>	(削除)
<p>第 41 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p>	(削除)
<p>第 42 条 監査役会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>(監査役の責任免除)</p>	(削除)
<p>第 43 条 ①当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
(新設)	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
(新設)	<p>(常勤の監査等委員)</p>
(新設)	<p>第 37 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
(新設)	<p>第 38 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 44 条～第 45 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 46 条～第 50 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 39 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の外、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 40 条～第 41 条 (現行第 44 条～第 45 条どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条～第 46 条 (現行第 46 条～第 50 条どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社は、第 9 8 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第 2 条 ① <u>変更前定款第 2 0 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 2 0 条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 7 0 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 2 0 条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上